陳情第150号	受理年月日 平成28年6月16日
付託委員会	環境建設委員会
陳情者安治	西区鳴水町 5 - 17 部 和治
件 名 鳴水田	町2号線擁壁工事施工の要否の検証について
要旨	
平成 18 年 11 月ご	ろ、八幡西区役所まちづくり整備課は、市道鳴水町
2号線での車両の離	合を確保するため、隣接する民有地との境界付近に
擁壁を整備したが、	本件工事は大勢の市民の利益になっていないと思わ
れるので、議会にお	いて、次の点について調査し、結果を報告していた
だきたい。	
	記
1 八幡西区役所ま	ちづくり整備課には工事金額積算の専門官がいるに
もかかわらず本件	工事金額を提示しないのは不当である。市に対し、
工事金額を積算さ	せた上で費用対効果を提示すること。
2 本件工事は、道	[路沿線の地権者との境界が明示され、道路拡幅と称
して施工されたが	、同課によれば、本件と同様の工事は過去に例がな
いという。このよ	うな異例の工事を区役所まちづくり整備課の権限で
施工できるのか調	査すること。
3 本件工事は、道	[路の拡幅が目的であったとされているが、そうであ
	j止柵が設置されているはずである。本来の目的を外
れた施工ではない	、かどうか調査すること。
	文書は市役所のどこかに保管されていると思われる。
その所在を調査す	·ること。